

## 大分市上下水道事業公告第118号

大分市水道料金等関連総合業務システム再構築及び管理業務委託に係るプロポーザル参加事業者の公募について

大分市水道料金等関連総合業務システム再構築及び管理業務委託に係るプロポーザル参加事業者を、下記のとおり募集いたします。

令和7年5月23日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

### 1. 事業目的

現行システムは、令和元年度に導入し、物価高騰対策の基本料減免や料金改定等によってシステム改修を行っているが、現行の契約が令和9年9月30日までであるため、システムの再構築業務を実施するものである。

こうしたなか、大分市が進めている行政改革推進プラン（第6次）において、DXに伴う業務フローの抜本的な見直しやオンライン申請サービスの拡充の取り組みが進められており、これらの取り組みへの対応が求められている。

このため、グラファースマート申請の給水装置申込書関係とのデータ連携、スマートメーターのcsvデータ取込、eLTAXの活用による支払方法の拡充を新たな機能として追加し、業務効率化の推進に努め、システムの再構築を行う予定である。

### 2. 事業概要

- |          |                               |            |
|----------|-------------------------------|------------|
| (1) 事業名  | 大分市水道料金等関連総合業務システム再構築及び管理業務委託 |            |
| (2) 業務内容 | ①情報システム構築業務                   | ⑬メーター管理業務  |
|          | ②情報システム維持管理業務                 | ⑭宿日直業務     |
|          | ③情報システム業務                     | ⑮統計業務      |
|          | ④システムデータ及び帳票管理業務              | ⑯下水道業務     |
|          | ⑤支援業務                         | ⑰給水工事業務    |
|          | ⑥受付業務                         | ⑱修繕工事業務    |
|          | ⑦検針業務                         | ⑲上記に附帯する業務 |
|          | ⑧調査業務                         | を行うこと      |
|          | ⑨調定業務                         |            |
|          | ⑩精算業務                         |            |
|          | ⑪収納関連業務                       |            |
|          | ⑫滞納整理業務                       |            |

- (3) 本稼働 令和9年10月1日
- (4) 契約期間 契約締結日から令和14年9月30日まで
- (5) 提案限度額 300,000千円（初期構築費用、消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 選定方法 大分市水道料金等関連総合業務システム再構築及び管理業務委託事業者選定審査委員会において、提案書、見積書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、本局に最も適合しているシステムの提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定する。選定された受託候補者には通知書を発送し、選定されなかった提案者にはその旨を記載した書面を発送する。

### 3. 参加資格

プロポーザル参加申込書兼誓約書（以下「参加申込書」という。）の提出日において、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと。
- (7) 国税及び地方税等に滞納がない者であること。

- (8) 組織としてISO27000ファミリー（ISMS）またはプライバシーマークを取得していること。
- (9) 提案するパッケージシステムは過去10年以内に人口20万人以上の自治体での導入実績があり、誠実に履行していること。

#### 4. 参加申込み手続き等

- (1) 参加申込をする事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）に、必要書類を添付のうえ、提出期限までに管理者に提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
  - ① 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款
  - ② 会社概要（パンフレット可）
  - ③ 財務状況（直近2か年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
  - ④ 国税及び地方税の未納がないことの証明書（本社、支社、事業所等を含む）
  - ⑤ 情報セキュリティマネジメントシステム関連の認証一覧表（様式第2号）及び認証の写し
  - ⑥ 誓約書（様式第3号）
  - ⑦ 賠償保険加入状況関係書類（保険証書の写し等）
  - ⑧ 類似業務受託実績調書（様式第4号）及び契約書の写し
- (3) 提出期間  
プロポーザル参加申込書等の提出期間は、令和7年6月6日（金）17時15分まで（必着）  
提出期日までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。
- (4) 提出場所  
〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号  
大分市上下水道局 営業課 営業企画担当班  
電話番号097-538-2418（直通）
- (5) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。郵送の場合は提出期間内必着。
- (6) 参加辞退  
参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第7号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

#### 5. 参加資格の審査

- (1) 参加資格の審査結果は、令和7年6月10日（火）までに、プロポーザル参加要請書

(様式第5号)又はプロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第6号)により通知する。

参加決定の参加申込事業者には、調達仕様書等説明会の案内を送付し、参加資格がないと認められた者には、その旨を通知する。

(2) 調達仕様書等の交付期間及び交付場所

交付期間：令和7年5月23日(金)から令和7年6月6日(金)まで

ただし、開庁日の8時30分までと開庁日の17時15分以降、土日祝日等の休日は交付しない。

交付場所：〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号

大分市上下水道局 営業課 営業企画担当班

電話番号097-538-2418(直通)

交付方法：参加申込事業者に対して(1)にて直接交付するか、メールで交付する。

## 6. 失格事項

参加申込事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本業務委託における調達手続説明書に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) その他、選定委員会が不相当と認めるとき。

## 7. 業務委託の再委託

(1) 再委託の基準

業務の全部を一括して、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合に再委託を承諾する。

- ① グループ企業間でシステムエンジニアリング部門等を分社化している場合
- ② 業務に備えるべき品質や効率の確保を一者単独で行える業者がほとんどおらず、再委託を必要とする場合

(2) 分社化している場合

次の定める書類を再委託承諾依頼書に添付し、管理者に提出しなければならない。

- ① 各種法令に定める子会社・関連会社を証明する書類
- ② 子会社・関連会社等であることを判断できる書類

(3) 一者単独で行える業者がほとんどいない場合

次の定める書類を再委託承諾依頼書に添付し、管理者に提出しなければならない。

- ① 実績を申告する書類（任意様式）
- ② 消費税及び地方消費税並びに法人税の納税証明書
- ③ 大分市税完納証明書（市税等滞納調査同意書）（別に様式あり）
- ④ 登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 貸借対照表及び損益計算書
- ⑦ 誓約書（別に様式あり）

※大分市の入札参加資格を有している場合、②～⑦の書類は省略可とする。

(4) 提出期間及び提出方法

受託候補者が決定した後、担当部局より通知する。

(5) 審査について

再委託承諾の可否を審査した後、再委託承諾書を通知する。

## 8. その他

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、参加申込事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 提出数が5を超えるときには、書類選考を行う場合がある。